



【速報】2014年版「政府認可の投資プロジェクトの目録」が公布

—外商投資プロジェクトの規制が更なる緩和へ—

執筆者：呉 哲（中華人民共和国弁護士）

*但し、外国法事務弁護士の登録はない

中国国務院は、2014年11月18日付けで、新たな「政府認可の投資プロジェクトの目録（2014年版）」（以下「2014年版認可目録」という）を公布・施行するとの通知を出した（国発[2014]53号。以下「53号通知」という。なお、2013年12月2日に公布された同2013年版認可目録（国発[2013]47号）がこれを受け廃止されることになった）。

以下において、2014年版認可目録における外商投資プロジェクト規制の更なる緩和を中心として、その他の主な改定点を紹介する。

一、外商投資プロジェクト規制の更なる緩和

2014年版「認可目録」では、「外商投資産業指導目録」ⁱⁱに中国側による持分支配（相対持分支配を含む）が要件とされる、奨励類に分類される投資総額（増資を含む）10億米ドル以上のプロジェクト、及び、制限類（不動産プロジェクトを除く）に分類される投資総額（増資を含む）1億米ドル以上のプロジェクトについては、国務院投資主管部門による認可とし、その内、投資総額（増資を含む）20億米ドル以上のプロジェクトについては国務院に届出を要すると規定されている。「外商投資産業指導目録」において制限類の不動産プロジェクト及びその他の制限類で投資総額（増資を含む）1億米ドル未満のプロジェクトについては、省級政府が認可し、「外商投資産業指導目録」に中国側持分支配（相対持分支配を含む）が要件とされる奨励類で投資総額（増資を含む）10億米ドル未満のプロジェクトについては、地方政府が認可すると規定されている。

上記と関連して2013年版「認可目録」では、国務院主管部門の認可権限について、奨励類で3億米ドル以上、制限類（不動産プロジェクトを除く）で5000万米ドル以上のプロジェクトと規定されていたが、2014年版「認可目録」ではそれぞれで、10億米ドルと1億ドル以上に引き上げることとされた。そして、省級政府の認可権限について、2013年版では、制限類で5000万米ドル未満のプロジェクトであったところを1億米ドルに引き上げ、さらに、地方政府の認可権限について、奨励類で3億米ドル未満のプロジェクトであったところを10億米ドルに引き上げることとされた。

【図】2014年版「認可目録」が定める外商投資プロジェクトの認可権限

奨励類	制限類	制限類の不動産プロジェクト	投資総額	
			2013年版	2014年版
国務院主管部門	国務院主管部門	省級政府	3億米ドル以上	10億米ドル以上
地方政府			5千万米ドル以上	1億米ドル以上
	省級政府		5千万米ドル未満	1億米ドル未満

*1、奨励類は中国側持分支配（相対持分支配を含む）を要件とする場合のみ、認可が必要。
 *2、奨励類で10億米ドル以上、制限類（不動産プロジェクトを除く）で1億米ドル以上の投資総額（増資を含む）のプロジェクトのうち、20億米ドル以上のものについては、国務院投資主管部門による認可を受けた後、更に国務院に届出する。
 *3、規定に基づいて国務院が認可するプロジェクトについては、発展改革委員会によって審査を受けた後に国務院に提出し、認可を受ける。（ただし、国務院による認可が必要とされるのは、原子力発電所、新設の運送用空港プロジェクト、特に大型のテーマパーク等のみとされている。）規定に基づいて国務院に届出をするプロジェクトについては、発展改革委員会によって認可を受けた後に国務院に対して届出をする。国務院の認可を受けるプロジェクト及び国務院投資主管部門が認可するプロジェクトについては、予め国務院産業管理部門の意見を伺わなければならない。地方政府が認可するプロジェクトについては、省級政府は地方の実際の状況に基づいて地方政府の認可権限を区分することができる。省級政府が認可するプロジェクトについては、認可権限を委譲してはならない。（「53号通知」第5条）

二、その他の主な改定

2014年版「認可目録」の改定では、上記の他に、認可を要するプロジェクト項目を削減すること、認可権限の地方政府への更なる委譲をすること及び監督管理の徹底をさらに推進すること等の特徴も挙げることができる。

第一、15の項目について、認可ではなく届出でよいとされた。例えば、鉄鋼、非鉄金属、セメント、化学肥料、造船施設プロジェクト及び都市供水対策等の建設プロジェクトがあり、また、国外投資分野において、敏感な国・地域、敏感な業界のプロジェクトを除き、その他のプロジェクトについてすべて認可制から届出制へと変更された。

第二、23の項目について、その認可権限を地方政府に委譲した上で、現段階でまだ認可が必要とされるプロジェクトにおける中央と地方の責任がさらに明確化された。例えば、注目度の高い火力発電所、熱発電所、揚水式発電所、新設の港、汎用空港、軍民合用空港の拡張、石油一次精製の拡張、鉄鉱石開発、新設のエチレン等のプロジェクト及び一部の水力発電所、電力網工事、飛行機製造等のプロジェクトである。

従って、今回の改定において、上記の第一と合わせて、38項目の認可権限が削除、又は委譲された。これによって、中央レベルにおける認可が必要とされるプロジェクトの数が、2013年版「認可目録」と比べ、さらに40%削減された。

第三、プロジェクトの環境に与える影響程度に基づいて、環境保護部門が分級分類による管理を実施し、環境への影響が大きい、環境リスクの高いプロジェクトに対して、環境アセスを厳格に行い、途中及び事後の管理監督を強化することが強調された。

第四、鉄鋼、電解アルミ、セメント、板ガラス、船舶等の生産能力過剰な業界のプロジェクトについて、「深刻な生産能力過剰による矛盾の解消に関する国务院の指導意見」(国発[2013]41号)を厳格に執行し、各地方、各部門がいかなる名義、方式によっても新設プロジェクトの届出を行ってはならず、各関連部門及び機構が土地(海域)の供給、省エネ評価、環境アセス審査及び新たな与信サポート等の関連業務を行ってはならないこと、生産能力の過剰による矛盾を解消するために、連携して関連業務を推進することが要求された。

以上の通り、今回の改定で、外商投資プロジェクトを含む認可権限に関して、中央政府から地方への権限委譲が大幅に進められたといえる。特に海外投資や外商投資分野では、政府の規制緩和が企業の経営主体としての地位の強化につながり、中国経済の持続的発展にプラスの影響を与えることにもなると考える。

なお、国家発展改革委員会は、上記の2013年版「認可目録」を受け、2014年5月17日付けで「外商投資プロジェクト認可及び届出管理弁法」(国家発展改革委員会第12号令、2014年6月17日施行。以下「12号管理弁法」という)を公布したが、今回の2014年版「認可目録」が公布されることに伴い、近いうちに「12号管理弁法」を改定し、新たな規定も公布されると思われるので、注目が必要である。

以上

ⁱ 当該53号の通知の中国語原文及び2014年版「認可目録」については、以下の国务院のHPにてご参照ください。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-11/18/content_9219.htm

ⁱⁱ 最新版の「外商投資産業指導目録」は2011年12月24日付け公布されたもの(国家発展改革委員会、商務部令第12号)であるが、現在、当該指導目録の改定版についてのパブリックコメントの募集が2014年12月4日まで行われている。詳細は、以下の国家発展委員会のHPにてご参照ください。 http://www.ndrc.gov.cn/yjzx/yjzx_add.jsp?SiteId=85

本書は法的助言を目的とするものではなく、法的意見を構成するものではありません。個別のお問合せ等ございましたら、下記執筆者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

<執筆者>

呉 哲 (アソシエイト)

*但し、外国法事務弁護士の登録はない

E-Mail: zhe.wu@aplaw.jp

Tel: 03-5501-2171 (直通)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル

URL: <http://www.aplaw.jp/>